

診療報酬明細書等の開示依頼をされる方へのお知らせ

大阪市国民健康保険においては、診療報酬明細書等の開示依頼があった場合、本人（又はその代理人）からの依頼のときは診療上の支障が生じないこと等を確認のうえ、遺族（又はその代理人）からの依頼のときは本人の生前の意思や名誉との関係で問題が生じるおそれがないか等を確認のうえで、開示しているところであります。

「診療報酬明細書等開示依頼書」を提出される方は、あらかじめ、この「お知らせ」をご覧いただき、必要書類等をご持参のうえ、手続きされるようお願いいたします。

1 開示依頼ができる方

開示依頼ができるのは、次のいずれかに該当される方に限ります。

- (1) 開示依頼を行う診療報酬明細書等に記載されている被保険者本人及び受給対象者本人（であった方を含む）
- (2) (1)の方が死亡している場合は、(1)の方の父母、配偶者若しくは子又はこれらに準ずる方（祖父母、孫）
- (3) (1)又は(2)の方が未成年者又は成年被後見人の場合における法定代理人
- (4) (1)又は(2)の方が開示依頼をすることにつき委任をした代理人（任意代理人）

2 開示依頼に当たって必要な書類等

区役所保険年金課保険担当へ、開示依頼ができる方本人が直接、次の書類等をご持参のうえ手続きをしてください。

- (1) 診療報酬明細書等開示依頼書
- (2) 開示依頼を行う方の本人確認ができる書類（詳細は裏面のとおりに）

※ 窓口における開示依頼の手続きが困難な場合については、郵送による手続きも可能です。

3 開示依頼を行う方の本人確認

開示依頼ができるのは上記1の該当者本人に限っており、また、手続き等に当たって、開示依頼をされる方本人であることを確認するため必要書類の提示を求めています。これは、あくまでも個人のプライバシーを保護する観点から欠かせないことであり、ご理解をお願いします。

4 保険医療機関等に対する照会等

＜本人等からの開示依頼の場合＞

診療報酬明細書等の開示に当たっては、当該保険医療機関等に、本人の診療上支障が生じないことを事前に確認する必要があります。

したがって、開示することについて支障があると判断された診療報酬明細書等は、開示できませんのでご理解をお願いします。

＜遺族等からの開示依頼の場合＞

診療報酬明細書等の開示に当たっては、当該保険医療機関等への照会は原則として不要ですが、診療報酬明細書等に医師の個人情報がある場合については、遺族の同意が得られていれば、開示についての意見を保険医療機関等に照会を行うこととしております。

また、診療報酬明細書等に医師の個人情報がない場合については、遺族の同意が得られていれば、開示した旨のお知らせを行うこととしております。

なお、同意が得られていない場合で診療報酬明細書等に医師の個人情報があるときは、開示できませんのでご理解をお願いします。

5 診療内容に係わる照会

区役所保険年金課では、診療内容についての照会にはお答えできませんのでご了承ください。

6 開示（交付）の事務処理

- (1) 開示（交付）までの所要日数は、大阪市個人情報保護条例に準じます。
- (2) 開示（交付）は、「診療報酬明細書等開示依頼書」で指定された方法により行います。なお、郵送による交付を希望された場合には、通常郵便で「親展」扱いによる送付となります。

7 その他

- (1) 診療報酬明細書等は、保険医療機関等が保険診療に要した費用を保険請求するために、一定の基準に従って記載されるものであり、保険診療外のものなど必ずしも診療内容のすべてが記載されているものではないことをご理解願います。
- (2) 開示依頼があった診療報酬明細書等について、何らかの事情によりその存在が確認できない場合には、開示できないことをご了承願います。
- (3) 本人等からの依頼に対して調剤報酬明細書を開示する場合においては、保険薬局へ事後的にお知らせすることについてご了承ください。
- (4) 遺族等からの依頼の場合、開示することにより、本人の生前の意思、名誉を傷つけるおそれがある場合については、診療報酬明細書等は開示できませんのでご理解をお願いします。

「診療報酬明細書等開示依頼書」の提出の際

開示依頼をされる方の本人確認に必要な書類

表 1

資格確認書、国民健康保険被保険者証、後期高齢者医療証、運転免許証、健康保険被保険者証（遠隔地被保険者証、船員保険被保険者証、船員保険被扶養者証を含む。）、共済組合員証、外国人登録証明書、マイナンバーカード（個人番号カード）、旅券（パスポート）、年金手帳（基礎年金番号通知書）、年金証書、共済年金証書、恩給証書等依頼書に記載された氏名、住所（居所）が同一であることを確認できるもの

【表 1 以外に必要な書類】

開示依頼をされる方が

- ・被保険者本人及び受給対象者本人（であった方を含む）の場合
- ・遺族の場合（父母、配偶者、子、祖父母、孫）

- 1 婚姻等のため、開示依頼書の提出時の氏名と開示依頼する診療報酬明細書等の診療時の氏名が異なる場合は、旧姓等の確認できる書類
- 2 遺族の場合は、当該被保険者本人又は受給対象者本人の死亡の事実及びその遺族であることが確認できる次のいずれかの書類
（開示依頼をする日前 30 日以内に作成されたものに限る）
(1) 戸籍謄本（抄本） (2) 住民票（除票） (3) 死亡診断書

開示依頼をされる方が

- ・被保険者本人又は受給対象者本人が、未成年者又は成年被後見人である場合における法定代理人の場合
- ・遺族が、未成年者又は成年被後見人である場合における法定代理人の場合

上記 1 及び 2 のほか、次の書類も必要です。

- 3 被保険者本人、受給対象者本人又は遺族が、未成年者又は成年被後見人であること、及び開示依頼をされる方が、親権者若しくは未成年者後見人又は成年後見人であることを確認できる次のいずれかの書類（開示依頼をする日前 30 日以内に作成されたものに限る）
(1) 戸籍謄本（抄本） (2) 住民票 (3) 登記事項証明書 (4) 家庭裁判所の証明書
(5) その他法定代理関係を確認しうる書類

開示依頼をされる方が

- ・被保険者本人又は受給対象者本人が、開示依頼につき委任をした代理人（任意代理人）の場合
- ・遺族が、開示依頼につき委任をした代理人（任意代理人）の場合

上記 1 及び 2 のほか、次の書類も必要です。

- 4 被保険者本人、受給対象者本人又は遺族から診療報酬明細書等の開示依頼及び開示を受けることに関する委任があることを確認できる次の書類（開示依頼をする日前 30 日以内に作成されたものに限る）（2 点とも必要）
ア 被保険者本人、受給対象者本人又は遺族の署名・押印のある診療報酬明細書等の開示依頼及び開示を受けることにかかる「委任状」
イ 委任状に押印された印の印鑑登録証明書

※ 郵送により開示依頼を行う場合については、上記書類の写しに加え、住民票の写し又は外国人登録原票の写し（開示依頼をする日前 30 日以内に作成されたものに限る）を提出していただき確認を行います。